

[諮問]

議案 2 「令和 7 年度国民健康保険税の課税限度額について」

	頁
1 基礎課税額に係る課税限度額について	1
2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について . . .	1
3 介護納付金課税額に係る課税限度額について	2

1 基礎課税額に係る課税限度額について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例 (昭和42年条例第82号)(現行:抜粋)	関係法令(抜粋)
<p>1. 課税限度額 【引上げ】</p> <p>66万円</p> <p>令和7年度の課税限度額については、令和7年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、現行の65万円から66万円へ引き上げられる見込みであることから、同施行令に定める限度額である66万円に改定したい。</p>	<p>(課税額) 第3条</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。</p>	<p>「地方税法 (昭和25年法律第226号)」 (国民健康保険税) 第703条の4</p> <p>11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。 「地方税法施行令 (昭和25年政令第245号)」 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、65万円とする。</p> <p>「令和7年度税制改正の大綱」 一 6 その他(地方税)〈国民健康保険税〉 (6)① 基礎課税額に係る課税限度額を66万円(現行:65万円)に引き上げる。</p>

2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例 (昭和42年条例第82号)(現行:抜粋)	関係法令(抜粋)
<p>1. 課税限度額 【引上げ】</p> <p>26万円</p> <p>令和7年度の課税限度額については、令和7年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、現行の24万円から26万円へ引き上げられる見込みであることから、同施行令に定める限度額である26万円に改定したい。</p>	<p>(課税額) 第3条</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p>	<p>「地方税法」 (国民健康保険税) 第703条の4</p> <p>19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。 「地方税法施行令」 第56条の88の2 2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、24万円とする。</p> <p>「令和7年度税制改正の大綱」 一 6 その他(地方税)〈国民健康保険税〉 (6)② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行:24万円)に引き上げる。</p>

3 介護納付金課税額に係る課税限度額について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例 (昭和42年条例第82号)(現行:抜粋)	関係法令(抜粋)
<p>1. 課税限度額 【据置】</p> <p>17万円</p> <p>令和7年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、令和6年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>「地方税法」 (国民健康保険税)</p> <p>第703条の4</p> <p>27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p>

(参考①) 直近5年間の課税限度額の改定状況

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度(案)
基礎課税額	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	99万円	102万円	104万円	106万円	109万円

(参考②) 国保税への影響額等(令和7年1月15日時点での算出、加入世帯75,559世帯)

1,533世帯(2.03%) 21,628千円